

第3次荒尾市障がい者計画

2018(平成30)年度～2023(平成35)年度

< 概要版 >



基本理念

障がいのある人もない人も、
地域で安心して
いきいきと暮らすことができる
まちづくり

平成30年3月

荒尾市

1. 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、「荒尾市やさしいまちづくり計画(平成11～20年度)」、「荒尾市障がい者計画(平成21～30年度)」の2つの障がい者計画を策定し、障がいのあるなしに関わらず、地域で暮らす人々が共に助け合い、生活を送ることができる生活環境の整備に努めてきたところです。

近年、障がい者を取り巻く状況は、社会経済情勢の変化を背景に大きく変化し、平成18年の「障害者自立支援法」による利用者本位のサービス体系への見直しに始まり、その後の法改正による様々なサービス体系の構築が行われています。

また、平成23年の「障害者基本法」の改正では、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられ、平成26年に「障害者権利条約」の批准、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されています。

このように現在、障がい者の自立及び社会参加の支援だけではなく、障がい者自身の権利や尊厳の保障義務、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が求められています。

よって、本計画は、これらの条約や法律の理念のもと、本市における障がい者を取り巻く現状を踏まえて、近年の障がい者のニーズの多様化に伴う新たな課題に対応したものとするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく本市の障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画で、平成30年度から平成35年度までの6か年計画です。この計画は、本市の総合計画や地域福祉計画、その他関連する計画との整合を図り策定しました。

なお、本計画の計画期間は、別に定める平成30年度開始の「第5期荒尾市障がい福祉計画」(3か年を1期とする障がい福祉サービスの見込量等の計画)との整合及び連携を図るため、平成30年度を開始としています。

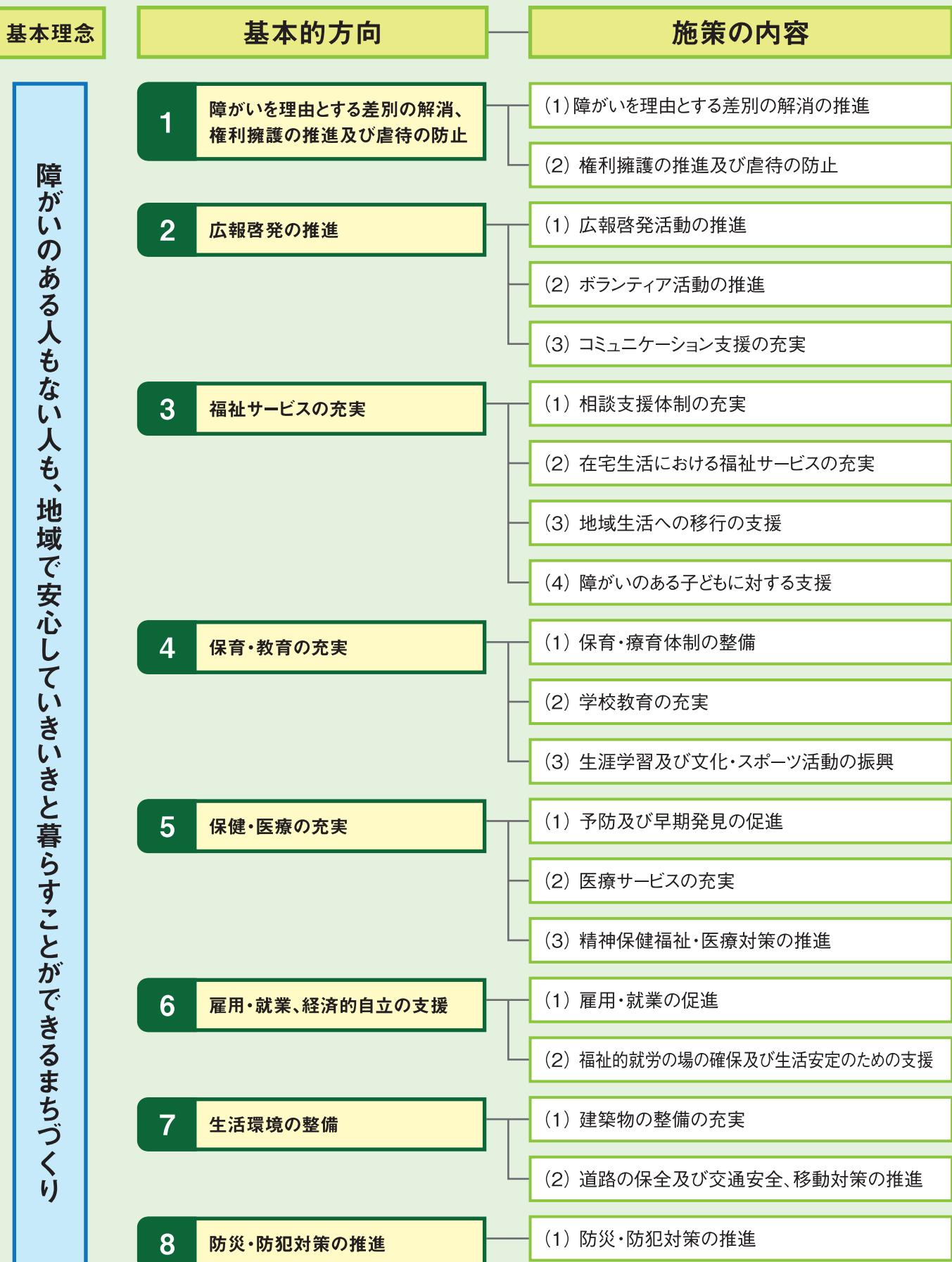
3. 計画策定の体制

本計画は、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健・医療関係者等で構成する「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を経て策定しました。

策定に当たっては、障がい者に対するアンケートや障がい者団体へのヒアリング結果を基礎資料とし、市民の意見を反映するために、パブリックコメントを実施しました。

4. 計画の体系

基本理念に基づき、以下の8つの事項を基本的方向と位置づけ、各種施策を推進します。



5. 計画の概要



障がいを理由とする差別の解消、 権利擁護の推進及び虐待の防止

近年、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」が施行され、差別の解消や虐待防止の取組が進められていますが、障がいを理由とする差別や障がい者に対する虐待、権利侵害の解消には至っていない状況です。

そのため、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」のより一層の周知や、生活や財産等の権利を守る「成年後見制度」の利用促進に努めます。

施策の内容 1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- (主な取組)
■広報紙やホームページ、出前講座等による「障害者差別解消法」の周知
■「理解促進研修・普及事業」によるセミナーや講演会等の実施



施策の内容 2 権利擁護の推進及び虐待の防止

- (主な取組)
■権利擁護が必要な障がい者の早期発見・早期対応
■「障害者虐待防止法」の周知及び虐待事案への適切な対応



広報啓発の推進

市民一人ひとりが障がいに関する理解を深めることは重要で、広報や啓発の活動が大きな役割を担っています。そのため、市や障がい者団体等が行う広報啓発活動やボランティア団体等による実践的な活動を通じた啓発活動の推進に努めます。

施策の内容 1 広報啓発活動の推進

- (主な取組)
■広報紙やホームページ、出前講座等による福祉制度等の周知

施策の内容 2 ボランティア活動の推進

- (主な取組)
■ボランティア団体の発足やボランティアの扱い手を増やす取組の推進

施策の内容 3 コミュニケーション支援の充実

- (主な取組)
■「手話通訳者設置事業」や「手話通訳者派遣事業」によるコミュニケーション支援の充実
■広報紙の音訳版を発行する「声の広報等発行事業」による情報提供
■コミュニケーションボードの店舗等への設置や活用



福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において障がい特性に応じた福祉サービスを利用できることが重要です。

そのため、福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉制度や福祉サービスの内容の周知に努めます。

施策の内容 1 相談支援体制の充実

(主な取組) ■市役所や福祉事業所等の相談窓口の周知

施策の内容 2 在宅生活における福祉サービスの充実

(主な取組) ■利用者のニーズに対応できる福祉サービスの充実

施策の内容 3 地域生活への移行の支援

(主な取組) ■地域生活を支援する拠点の整備



施策の内容 4 障がいのある子どもに対する支援

(主な取組) ■就学相談や教育相談等の相談支援体制の充実



保育・教育の充実

発達の課題や障がいのある子どもにとって大切なことは、早期に、その個性や障がいの特性に応じた適切な支援を受けることができる体制が確保されていることです。

そのため、障がいの早期発見や早期対応、乳幼児期から学校卒業までの成長段階に応じた一貫した支援など、障がいのある子どもの生活全般を支える支援体制の構築に努めます。

施策の内容 1 保育・療育体制の整備

(主な取組) ■「乳幼児健康診査」や「巡回支援専門員整備事業」による障がいの早期発見・早期対応

施策の内容 2 学校教育の充実

(主な取組) ■荒尾市特別支援連携協議会の巡回相談員の活用等による就学指導の充実

施策の内容 3 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興

(主な取組) ■各種講座や教室等への障がい者の参加の促進



保健・医療の充実

疾病の予防や早期発見は、疾病を起因とする障がいの発生防止につながる取組として重要です。

そのため、各種健康診査の受診率の向上、その後の適切な保健指導や関係機関との連携に努め、相談・支援体制の充実を図ります。

施策の内容 1 予防及び早期発見の促進

(主な取組) ■生活習慣の見直しを行う特定保健指導の実施率の向上
■健康づくり推進のための運動教室等の実施



施策の内容 2 医療サービスの充実

(主な取組) ■医療機関と連携した発達段階に応じた継続した支援の充実

施策の内容 3 精神保健福祉・医療対策の推進

(主な取組) ■精神障がい者や家族への適切な助言の実施
■「地域移行支援」や「地域定着支援」サービス等の福祉サービスの充実



雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者の就労意欲は年々高くなっています。企業での雇用の拡大や福祉サービスを利用して働くことができる就労の場の確保が必要となっています。

そのため、「障害者雇用促進法」の周知による企業等の理解の促進や福祉サービスの充実に努めることで、障がい者の就労の場の拡大や働きやすい環境づくりを推進します。

施策の内容 1 雇用・就業の促進

(主な取組) ■「障害者雇用促進法」の企業等への周知
■「就労定着支援」や「就労移行支援」等の福祉サービスの充実

施策の内容 2 福祉的就労の場の確保及び生活安定のための支援

(主な取組) ■公共職業安定所や福祉事業所と連携した就労の場の確保
■医療費助成や各種手当、公的年金制度、税や各種料金の割引制度の周知



生活環境の整備

障がい者が地域で安心して生活するためには、建築物のバリアフリー化や障がい者が安全に移動できる環境を整えていくことが必要です。

そのため、障がい者が安心して外出でき、社会参加が促進されるよう、ユニバーサルデザインに対応した公共施設の整備や民間施設等の整備促進をはじめ、道路整備や交通機関の確保、交通安全対策等の移動における生活環境の向上に努めることで、障がい者の社会参加を推進します。

施策の内容 1 建築物の整備の充実

(主な取組) ■公共施設における通路の段差解消や障がい者等用駐車場の確保等の障がい者に配慮した建築物の整備

施策の内容 2 道路の保全及び交通安全、移動対策の推進

(主な取組) ■交通安全教室の実施による交通安全対策の推進
■「移動支援」や「同行援護」サービスによる外出支援の促進



防災・防犯対策の推進

平成23年の東日本大震災をはじめとして、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨など、日本各地で大規模自然災害が発生しています。また、近年、障がい者や高齢者を狙った振り込め詐欺等の消費者犯罪が増加している状況です。

被害を最小限に抑えるためには事前の備えが必要であり、市民が安心して社会生活を送ることができるよう、地域全体で防災・防犯対策に取り組みます。

施策の内容 1 防災・防犯対策の推進

(主な取組) ■防災訓練の実施による防災対策の普及・啓発
■避難行動要支援者の支援体制の強化
■自主防災組織の設立促進
■消費者犯罪に対する被害防止の啓発



6. 障がいサービスの体系

【障害者総合支援法】

介護給付

- 居宅介護〔ホームヘルプ〕
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所〔ショートステイ〕
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

自立支援給付

障がい者・児

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助
〔グループホーム〕

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具

地域生活支援事業

＜必須事業＞

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具給付等
- 手話奉仕員養成研修
- 移動支援
- 地域活動支援センター

＜任意事業＞

- 福祉ホーム
- 訪問入浴サービス
- 日中一時支援
- 巡回支援専門員整備
- 社会参加支援

【児童福祉法】

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援

第3次荒尾市障がい者計画 概要版

平成30年3月

荒尾市役所 福祉課

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

TEL:0968-63-1406 FAX:0968-62-2881